

積丹町公告第 7 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

積丹町長 松 井 秀 紀
(公印省略)

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 令和 8 年度 水産業関連施設における再エネ導入可能性調査委託業務
- (2) 業務場所 積丹郡積丹町
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- (4) 業務概要 入札説明書による。

2 入札参加希望者の構成及び資格要件

- (1) 入札参加者は単体企業等又は複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体企業等及びコンソーシアムが業務の一部を協力企業に再委託しようとするときは、再委託する業務及び協力企業並びにそれぞれが本件業務の遂行上果たす役割などを明らかにする。
なお、再委託させようとする協力企業に対し単体企業等及びコンソーシアムの総合的な管理・指導が及ばないと認められる場合は、再委託を認めない。
- (3) コンソーシアムは、入札に際して代表企業及び構成企業それぞれが本件業務の遂行上果たす役割などを明らかにする。
- (4) コンソーシアムの代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 令和 7 年度及び令和 8 年度の積丹町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、国内に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委任業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (7) 単体企業等及びコンソーシアムの代表者は、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、公共的団体と連携し漁港施設等の民間による活用を想定した、漁港・漁村の賑わいづくりに取り組むことを目的とする調査、効果分析、取組の実証等を、国（水産庁）の水産関係民間団体事業補助金の事業実施主体（代表者及び共同実施者）としての実績を有すること。
- (8) 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (9) 暴力団関係事業者等であることにより、積丹町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (11) 単体企業等及びコンソーシアムの代表企業は、過去 10 年間に、官公庁等と当該業務と同種又は類似と認められる業務を元請として履行した実績を有すること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 農林水産課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 8 年 8 月 26 日（水）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 農林水産課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 3 階 会議室

(2) 入札日時

令和 8 年 9 月 8 日（火） 午前 10 時 00 分

(3) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第 167 条の 7 及び積丹町財務規則（平成 5 年積丹町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 97 条から第 99 条までの定めるところによる。

8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和 8 年 8 月 10 日（月）午前 9 時から令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

積丹町役場 農林水産課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「積丹町ホームページ <http://www.town.shakotan.lg.jp/>」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（suisan@town.shakotan.lg.jp）で申し込むこと。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

財務規則第 100 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15 その他

- (1) 入札の執行回数は原則 3 回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、**2**に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 103 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 積丹町役場 農林水産課（電話番号 0135-44-3382）
イ 所在地 積丹郡積丹町大字美国町字船瀬 4 8 番地 5
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、非公開とする。
- (8) 詳細は、入札説明書による。